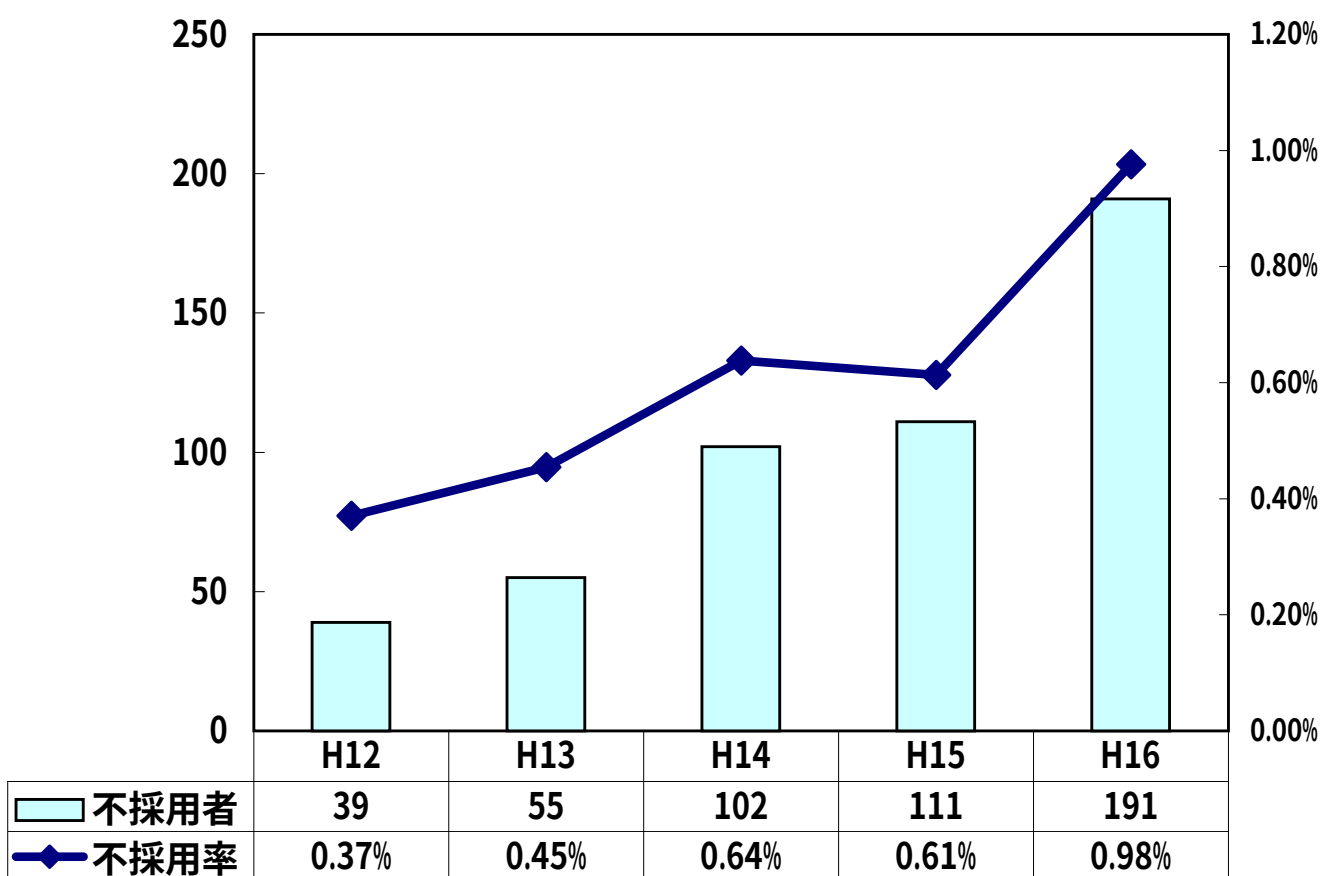


8. (2) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の推移

地方公務員の条件附採用期間は通常6ヶ月のところ、教諭等（教諭、助教諭、講師）については1年間とされている。文部科学省においては、この1年間で教員としての適格性を厳正に見極めることが重要であると考えていることから、各教育委員会において条件附採用期間制度の厳正な運用に努めるよう指導している。

条件附採用期間中の不採用者数及びその割合



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
不採用	0	0	0	1	1	4	1	7
依願退職	36	34	48	33	52	94	107	172
うち不採用決定者	—	—	—	—	—	(13)	(10)	(15)
うち病気による者	(6)	(5)	(11)	(5)	(14)	(15)	(10)	(61)
死亡	2	1	3	2	1	2	1	5
分限免職	1	1	0	0	0	0	0	3
懲戒免職	2	1	0	3	1	2	2	4
合 計	41	37	51	39	55	102	111	191
採用者数全体	15,957	13,594	11,310	10,517	12,106	15,980	18,107	19,565

※ 平成13年度以前においては、不採用の決定を受けて依願退職をした者の数は調査していない。